

松川町定例農業委員会議事録 第12回(3月)

1 開催日時 令和7年3月24日(金) 16:00 ~ 17:30

2 開催場所 松川町役場 協議会室

3 出席委員 17人

会 長 1番 松下 敏章

会長代理 17番 北沢 ひろみ

委 員 2番 大場 健彦 3番 米山 広敏 4番 大澤 政弘
5番 佐々木 孝子 6番 牛久保 守 7番 米山 孝広
8番 齊藤 和勇 9番 古谷 はるみ 10番 大島 理可
11番 下澤 隆治 12番 竹村 浩子 13番 大場 武吉
14番 池田 毅 15番 赤羽目 聖 16番 松下 守

4 議事日程

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第4号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

- ・利用権設定(28件)
- ・所有権移転(4件)

5 農業委員会事務局職員

課長 下井 昭二 係長 小沢 香織 主任 中村 一貴

6 会議の概要

(1) 開会 一下井課長 開会一

(2) 会長挨拶 一松下(敏) 会長挨拶一

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 8番 齊藤 和勇 委員 9番 古谷 はるみ 委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 上片桐 1筆 565㎡ 畑 所有権移転 りんご

○大澤委員

場所については、飯島方面から県道バイパスを進む、農道との交差点付近です。譲受人と譲渡人との関係は親戚です。申請地は現在リンゴが栽培されております。申請人の父は、当地区の元住民であり、現在、当地区で広範囲に農業経営をされております。申請人も管理されている現状ですし、現地を確認し、問題なしと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、2番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

2番 元大島 1筆 134 m² 田 所有権移転 野菜

○齊藤委員

場所は、伊那食品の北側の道を約100メートル降りた右側です。譲受人と譲渡人は近所であり、申請地は地目が田になっておりますが実際田んぼは作ってなくて雑種地扱いになっておるところであります。そこで造成をかけて野菜を作りたいということです。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、3番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

3番 生田 1筆 329 m² 畑 所有権移転 野菜

○米山孝広委員

場所は、宮ヶ瀬橋を渡り広い道へ出て、100メートルほど進んだ土地になります。譲渡人は先月も出てきましたが、転出をしてしまいました。譲受人は以前から口約束でその土地を借りて畑を作っていたということで、現地を確認して、今後も継続して野菜を作っていたらいいということで、問題ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、4番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 生田 1筆 641㎡ 畑 所有権移転 野菜

○米山孝広委員

新宮ヶ瀬橋を渡って、少し南の方に行きますと福与保育園がありますが、その西側100メートル辺りのところの土地になります。現地確認したところ、草が生えていて、現在は不耕作地であります。譲受人にも確認をしまして、当初野菜を作るということでしたが、もしかしたら水田を作るかもしれないということで、不耕作地が何か作られるということでありがたいなと思っております。問題はないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上です。

議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 生田 1筆 70㎡ 畑 住宅

○池田委員

場所は、部奈辻という交差点を、小渋川方面に1キロほど下っていった場所になります。申請者から50年前に住宅を建てており、図面よりわずかにはみ出て立てていたということが判明し、状況を是正するため、自分所有の隣畑を必要な部分のみ転用したいという申し出がありました。自分所有の畑であるということと、悪意もなく、知らずにはみ出していたということでもありますので、仕方ないのかと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上です。

議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 上片桐 1筆 507㎡ 畑 使用貸借権 住宅

○佐々木委員

場所は、上片桐の町谷の片桐神社を南に100mぐらい行ったところですが、譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は、現在、町外のアパートに住んでいますが、子供が大きくなって、手狭になり、また保育園に入るようになったので地元に戻って子育てをしたいということで、この土地に家を建てたいということです。譲渡人の宅地が申請地の北にあり、その南側に家を建てたいということです。雨水は浸透枡を設けて地下浸透、生活雑排水は浄化槽で処理後に地下浸透にする計画とのことです。また、申請地に隣接するところに他人の農地がありますが、その方には確認いただいて同意済みです。また、この地主と耕作者が異なりますが、その耕作者にも確認をさせていただいて、同意が取れているとのことです。特に問題はないと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、2番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

2番 生田 2筆 計195㎡ 畑 賃借権 現場事務所・駐車場・資材置場（一時転用）

○米山孝広委員

場所は、県道から主要地方道松川大鹿線を南へ50メートルほど進んだ土地になります。申請地周辺の宅地は、譲渡人の住宅となっておりますが、現在はもう家がなく更地になっています。現場も確認し、資材置場や3棟ほど事務所を置きたいということで、近隣に6軒ほど家には全部回って説明・同意を得ていただきたいという旨を伝え、その後、全部の家から承認をいただいています。1年間の一時転用になりますが、事務所と、資材置場ということでもありますので、利用状況を注視していきたいとは思っています。案件としては、近隣からの住宅もいただいておりますので問題はないかと思えます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第3号は以上です。

議案第4号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（ 28 件）

所有権移転（ 4 件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

②事務局からの協議事項

- ・（報告案件）農地改良届1件について[資料No.1]
- ・令和7年度年間計画（案）について[資料No.2]
- ・任期満了に伴う委員の改選について（区長・自治会長会資料案）[資料No.3]
- ・ふれあいガーデン耕起作業について

(6) 営農支援センターから

- ・なかひら農場天皇杯受賞記念講演会について[資料No.4]

(7) 南信州農業農村支援センターから

- ・栽培環境等について情報共有

(8) 閉会 一下井課長 閉会—

以上 会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

8 番 _____ 印

9 番 _____ 印